



## 随意契約理由書

1 案件名称

大阪湾クルーズ貸切船運航等業務委託

2 契約相手方

株式会社フェリーさんふらわあ

3 随意契約理由

本業務は、発注者が、大阪港のフェリーが着岸する埠頭を利用し、貸切船で「大阪湾クルーズ」を実施するため、受注者がその所有する船舶を発注者の貸切船として運航するものである。

フェリーが着岸する埠頭には大阪南港コスモフェリーターミナル(以下、「コスモF T」という。)大阪南港フェリーターミナルがある。

本年度については、本事業の実施方針にもとづき、平成 30 年 7 月 28 日に、コスモF T発着で行うこととしているが、大阪港からの航路を持つフェリー会社のうち、コスモF Tに着岸でき、業務執行に必要な人員の乗船や、同フェリーターミナルにおける使用可能な船舶を所有するのは、「株式会社フェリーさんふらわあ」のみである。

以上の理由により、上記契約相手方への随意契約を依頼する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

港湾局計画整備部振興課

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

株式価値算定業務委託

### 2 契約の相手方

EY トランザクション・アドバイザー・サービス株式会社

### 3 随意契約理由

大阪市においては、「市政改革プラン」に則り、外郭団体への資本的関与の見直しを進めているところである。

当局所管の外郭団体の内、大阪港埠頭ターミナル株式会社（以下、「OFT」という。）及び、大阪港木材倉庫株式会社（以下、「木倉」という。）は、上記計画により自立化に取り組む団体とされており、本市所有株式を売却することとしている。

平成 27 年度及び平成 28 年度に他の株主に対する本市所有株式の取得意向確認や、これにかかる株式価値算定業務を実施してきたが、協議が整わなかった。

平成 29 年度については、株主への取得意向確認を行いながら、専門家への株式売却にかかる手法検討業務委託を実施した。

その検討結果を受け、平成 30 年度中の株式売却に向けて取り組むにあたり、株式売却における直近の株式価値算定が必要となった。

株式価値の算定にあたっては、OFT 及び木倉の直近の決算状況を反映するものであるが、平成 28 年度に EY トランザクション・アドバイザー・サービス株式会社（以下、「EY」という。）が算定した株式価値を基準とした提示価格をもとに、平成 29 年度に関心を示した株主に対して株式売却にかかる交渉を行っていることから、この提示額を基準とした株式価値の更新が必要であるため、前回株式価値を算定した委託先である EY と随意契約を締結するものである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

### 5 担当部署

港湾局総務部総務課（外郭団体監理グループ）

## 特名随意契約理由書

### 1 案件名称

大阪港埠頭（株）及び阪神国際港湾（株）の財務シミュレーションに関する指導・助言等  
業務委託

### 2 契約相手方

PwC あらた有限責任監査法人

### 3 事業概要

港湾局が所管する外郭団体のうち、大阪港埠頭株式会社（以下「OPC」という。）及び阪神国際港湾株式会社（以下「HPC」という。）については、毎年度の事業計画に合わせて貸付を行っている。

貸付金については、平成 25 年 12 月の港湾法施行令及び特定外貿埠頭の管理運営に関する法律施行令の改正に伴い、港湾運営会社及び指定会社が行う埠頭整備資金の借入れに対する担保提供義務が廃止されたことから、担保設定については本市の裁量となった。

本市においては、港湾の国際競争力強化のための民間事業者等による積極的な施設整備を促進し、港湾機能の向上を図る必要が生じている等の法令改正の趣旨等を踏まえ、OPC や HPC への資金の貸付においては担保提供を求めないこととした。

ただし、有識者の意見等を踏まえ、本市の貸し倒れリスクを管理するため、貸付契約後においても必要に応じて担保提供を求めることのできる貸付契約とし、貸付期間中は継続して、両会社の財務状況等の確認を行うものとした。

### 4 委託内容

本業務においては、OPC 及び HPC の財務シミュレーションの検証・貸し倒れリスク管理の指導・助言等を求めるものである。

### 5 随意契約理由

所管外郭団体の中でも、OPC 及び HPC においては、港湾法及び特定外貿埠頭の管理運営

に関する法律に基づき、国から指定を受けて国策である国際コンテナ戦略港湾政策等を推進することを目的としている。事業で得た利益は設備投資や港湾の競争力強化のために随時活用していくという非常に特殊な会社であり、本市施策という観点から無担保で貸付けた金額は両社合わせて約 66 億円（平成 29 年度末時点での残債額）という相当な額となるため、貸し倒れのリスクを適切に管理する観点から、十分な能力、技術、経験を有し、信用力の高い専門家に本業務を依頼する必要がある。

また、OPC 及び HPC は、国内のみならず、海外の船会社と取引を行っていることから、グローバルな視点から検証・助言が必要となる。

よって、豊富な実績と高い信用力を有するとともに、各系列会社と提携のうえ、国内企業のみならず海外企業にも精通し、世界の主要な上場巨大企業等をほぼ全て顧客とし、会計・監査・税務・コンサルティング等のサービスを提供している四大会計事務所（国際的に「Big4（ビッグフォー）」と称される）と提携する、国内の四大監査法人（新日本有限責任監査法人、有限責任あずさ監査法人、デロイトトーマツファイナンシャルアドバイザー合同会社、PwC あらた有限責任監査法人）を選定した。

しかしながら、OPC 及び HPC の会計監査人である新日本有限責任監査法人を除く本市の入札資格を有する 3 社に下見積もりを依頼したところ、平成 30 年 4 月 26 日付け、有限責任あずさ監査法人より、業務繁忙のため、入札への参加は差し控えるとの意思表示があった。残る 2 社については、PwC あらた有限責任監査法人より同月 25 日付で入札参加の意思確認とともに下見積もりの提出があったが、デロイトトーマツファイナンシャルアドバイザー合同会社においては、同月 23 日付けで、HPC の財務諸表作成において間接的な利害関係があるため本業務に対応できないとして、下見積もりの提出及び入札への参加ができないとの意思表示があった。

そのため、特名随意契約とし、PwC あらた有限責任監査法人と契約するものである。

【 参考：Big4（ビッグフォー）】

- ・アーンスト&ヤング（Ernst & Young）：略称 E&Y（本部：ロンドン）

国内提携先：新日本有限責任監査法人

- ・KPMG（本部：アムステルダム）

国内提携先：有限責任あずさ監査法人

- ・デロイト トウシュ トーマツ（Deloitte Touche Tohmatsu）：略称 DTT、Deloitte（本部：ニューヨーク）

国内提携先：デロイトトーマツファイナンシャルアドバイザー合同会社

- ・プライスウォーターハウスクーパース（PricewaterhouseCoopers）：略称 PwC（本部：ロンドン）

国内提携先：PwC あらた有限責任監査法人

6 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

7 担当部署

港湾局総務部総務課（外郭団体監理グループ）

## 随意契約理由書

### 1. 案件名称

平成 30 年度 港湾域内橋梁補修検討業務委託（その 1）

### 2. 契約の相手方

株式会社 エイト日本技術開発

### 3. 随意契約理由書

本業務は、平成 29 年 6 月 6 日に、桁の一部が損傷した浮体式旋回可動橋である夢舞大橋について、その損傷原因の究明及びその対策の検討等を行うものである。

同橋梁は、緊急時に主航路の代替航路となる北航路にかかる橋梁であることから、浮体式旋回橋という、日本で唯一の特殊で複雑な構造となっている。

浮体式旋回橋は、潮位や温度変化の影響、埋立地である夢洲および舞洲の地盤沈下等の影響、浮体式旋回橋の開閉時の影響を受ける構造物である。このような浮体式旋回橋の損傷原因には、上述の様々な影響が複合的に関係している。

(株)エイト日本技術開発は、夢舞大橋の架橋時の浮体橋部の設計を実施しており、設計条件を含め、本橋梁の特殊で複雑な構造を十分に理解・把握している唯一の業者である。

このため、本業務を唯一遂行できる(株)エイト日本技術開発との契約締結を依頼するものである。

### 4. 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

### 5. 担当部署

港湾局計画整備部施設管理課

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

咲洲国際船客上屋船客乗降用設備保守点検業務委託

### 2 契約の相手方

株式会社 I H I インフラ建設

### 3 随意契約理由書

本業務は、国際船客上屋に設置の船客乗降用設備の保守点検を実施し、劣化不具合箇所の把握及び補修方法の検討を行うものである。

当該設備は施設及び船舶の形状及び用途に合わせて設計・製作されたものであり、本業務を実施するためには、当該設備を構成する各部分・各機器の性能及び不具合時の設備全体の機能への影響を考慮した上で、劣化不具合の判定基準設定と補修方法の検討が必要である。本業務に必要な各部分、各機器及び設備全体の仕様及び設計意図の知識は、製造者のみが有しており、他の業者では実施することができない。

以上のことから、本業務を実施可能な業者は、当該設備を設計・製作した株式会社 I H I から点検業務を移管された株式会社 I H I インフラシステムより業務を移管している上記業者のみである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

### 5 担当部署

港湾局計画整備部設備課(機械)

電話番号 06-6552-0057